

様式1号

ごみ集積所(新設 ・ 移動 ・ 廃止)届出書

市確認者	確認日	届出書No.
印 (サイン)	年 月 日	No.

年 月 日

※確認者印(サイン)の無い届出書は無効です。

御 殿 場 市 長 様

区 名

届 出 者

区 長 名

印

御殿場市家庭系一般廃棄物ごみ集積所について届出します。

設置の条件

- ・ごみ集積所に係る道路状況等の変化により、収集車両の進入や転回が困難となった場合や設置場所が法令等に抵触する場合には、ごみ集積所の移動を要請します。
- ・ごみ出しルールの周知徹底や清潔な維持管理に努めず、常に不衛生な状態であるごみ集積所に対しては、収集を停止し集積所を廃止します。

所 在 地		利用世帯数	
土地所有者		※集積所番号 (記入しないでください)	
管 理 者	電話番号		
届 出 理 由			
届出提出者	電話番号 (届出書の提出者が署名してください、組長等の役職や管理会社がある場合はそれも記入してください)		

※ 裏面もご確認ください。

ごみ集積所の届出における注意事項

1 遵守事項

- ① 集積所へ排出するごみは適正に分別し、収集日の早朝から午前8時30分までに出してください。
- ② 不適正ごみの排出を防止するため、ごみ出しのルールを周知してください。
- ③ ごみ集積所は利用者等にて清掃等を行い、清潔に維持・管理してください。
- ④ ごみ集積所には、構築物等の設置を推奨しておりません。常にごみを排出できる状況を作らないように努めてください。

2 排出禁止物（ごみ減量ガイドブックを参照）

- ① 有害性・危険性・引火性のある物や著しく臭気を発する物は、収集できません排出しないでください。
- ② 処理困難物などに分類しているものや排出不適正なものは、啓発ステッカー貼り取り残しいたします。

3 収集業務の停止及び集積所の廃止処置

- ① 各関係者等と事前協議等を行わず、確認等を怠った虚偽の届出により設置されたもの
- ② 遵守事項に反していることが確認され、必要な改善や処置等の警告を受け入れない場合。
- ③ 上記の警告にかかわらず、必要な対策を講じない場合は、収集業務の停止 やごみ集積所の廃止を検討します。

4 集積所を設置できない場所

- ① 主要道路上・交差点付近・バス停付近・河川敷・防火用水の上・見通しの悪い場所等の、各法令等に抵触する場所。
- ② 収集車両が進入・転回が困難な場所や、通り抜けが不可能な場所。
- ③ 作業中の収集車両にて通行止めとなってしまう場所。
- ④ ごみ集積所として必要とされる面積が確保できない場所。
- ⑤ 利用世帯数が少ない場所。
- ⑥ 周辺住民の同意や承諾が得られない場所。

※ 上記に該当する場合でも自治会等要望や周辺住民の承諾により審査いたします。

※ 環境課収集スタッフで記入

集積所番号	—	区 分	新設 ・ 移動 ・ 廃止
名 称		処 理 日	令和 年 月 日
可燃収集日	月・木 ・ 火・金 コース	稼 働 日	令和 年 月 日
ビン・カン古紙	曜日 No.		令和 年 月 日
不燃・小型・金属・ペット	曜日 No.		令和 年 月 日
生ごみ（一部地域）	月・木 ・ 火・金 コース		令和 年 月 日
委託業務連絡	令和 年 月 日	開始時連絡	令和 年 月 日